

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-75 HBs抗原(入院時)

《令和2年9月8日新規》

取扱い

原則として、入院時の検査としてD013の1 HBs抗原定性・半定量又はD013の3 HBs抗原の算定は認められる。

取扱いの根拠

D013の1 HBs抗原定性・半定量又はD013の3 HBs抗原については、一般的に入院時検査として実施されており、B型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

D-76 HBs抗原(手術時)

《令和2年9月8日新規》

取扱い

原則として、手術前検査としてD013の1 HBs抗原定性・半定量又はD013の3 HBs抗原の算定は認められる。

取扱いの根拠

D013の1 HBs抗原定性・半定量又はD013の3 HBs抗原については、一般的に手術前検査として実施されており、B型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

D-77 梅毒(手術前)

《令和2年9月8日新規》

取扱い

原則として、手術前の検査として梅毒定性(D012-1)、梅毒トレポネーマ抗体定性(D012-4)の算定は認められる。

取扱いの根拠

梅毒定性(D012-1)、梅毒トレポネーマ抗体定性(D012-4)、梅毒は血液を介して感染が広がる恐れがあることから、手術前検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

【国保】

D-78 HCV抗体(入院時)

《令和2年9月8日新規》

取扱い

原則として、入院時前の検査としてHCV抗体は認められる。

取扱いの根拠

HCV抗体定性・定量(D013-5)は血液を介して感染が広がる恐れがあることから、一般的に入院時検査として実施されており、C型肝炎ウイルスの感染症を見逃さないために測定することは認められる。

【国保】

F-20 モサプリドクエン酸塩の効能・効果である慢性胃炎に伴う症状の 改善に対する特定疾患処方管理加算 2 の算定について

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

取扱い

モサプリドクエン酸塩（商品名：ガスマチン錠等）の効能・効果である慢性胃炎に伴う症状の改善に対する特定疾患処方管理加算 2 の算定は認められる。

取扱いの根拠

モサプリドクエン酸塩（商品名：ガスマチン錠等）の効能・効果は「慢性胃炎に伴う消化器症状（胸やけ、悪心・嘔吐）」と添付文書に記載されている。

慢性胃炎に伴う消化器症状（胸やけ、悪心・嘔吐）は、消化管運動を活発化させる神経伝達物質であるアセチルコリンの分泌により、症状の改善が図られる。

モサプリドクエン酸塩の作用機序は、選択的なセロトニン 5 - H T 4 受容体アゴニストであり、消化管内在神経叢に存在する 5 - H T 4 受容体を刺激し、アセチルコリン遊離の増大を介して上部及び下部消化管運動促進作用を示すと考えられている。

よって、本剤は、慢性胃炎の症状に直接適応のあるものと判断できる。（胃の粘膜に作用して種々の症状を改善する。）

また、平成 16 年 7 月 7 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について」において、「特定疾患に対する薬剤を投与したときの 45 点の加算は、特定疾患に直接適応のある薬剤の処方の場合のみ算定できるのか。」の問に対して、「そのとおり」と回答されている。

以上のことから、モサプリドクエン酸塩の効能・効果である慢性胃炎に伴う症状の改善に対する特定疾患処方管理加算 2 の算定は認められると判断した。

【国保】

**J-9 酸素量(酸素吸入、人工呼吸、L008「注3」酸素加算に使用する
場合)**

《令和2年9月8日新規》

取扱い

原則として、J024 酸素吸入、J045 人工呼吸又はL008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔(「注3」酸素加算)に使用する酸素量は、1日最大14,400Lとする。

取扱いの根拠

24時間では14,400Lの酸素が必要となるため、酸素吸入、人工呼吸、マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の酸素の限度量は1日最大14,400Lまでとする。

なお、J026-4 ハイフローセラピー等上記以外に使用する酸素量についてはこの限りではなく、医学的に判断することとする。

【国保】

K-8 切創に対する皮膚欠損用創傷被覆材の算定について

《令和2年9月8日新規》

取扱い

切創に対する皮膚欠損用創傷被覆材の算定は、原則として認められない。

取扱いの根拠

皮膚は、表皮・真皮・皮下組織（脂肪等）に大別され、物理的な皮膚の損傷が表皮・真皮内のものを「傷」といい、その下の皮下組織や筋肉などにまで達した傷を「創」という。

創傷は、開放性損傷と非開放性損傷を意味するものであり、創傷の形態に基づき切創、割創、刺創、挫創、裂創等に分類される。

切創は、刃器、ガラス片などがその長軸方向に、体表を切線状に移動することにより組織が離断された創をいい、一般に創口は長く、創縁は整い、線状に走り、表皮剥脱はないか、あっても少ない。創角は両端とも尖鋭、創面は平滑で、組織挫滅はほとんどないとされている。（南山堂医学大辞典より）

切創の治療は、医療用テープでの創の密着、糸による創縫合、医療用ホチキスでの創閉鎖等の処置を行うが、受傷後長時間が経過した場合は、感染をおこすため、洗浄や消毒によって創の清浄化を図った後、縫合閉鎖を行う。

皮膚欠損用創傷被覆材は、厚生労働省通知「特定保険医療材料の定義について」において、「真皮以上の深度を有する皮膚欠損部位に対して、創傷治癒の促進、創傷面保護及び疼痛軽減を目的として使用するものであること」と定義されている。

皮膚欠損は、皮膚の一部が欠けてなくなった状態であり、皮膚潰瘍は、何らかの原因によって皮膚に穴（潰瘍）ができることである。

以上のことから、切創は通常皮膚欠損や皮膚潰瘍を伴わないものであり、治療に当たって皮膚欠損用創傷被覆材の使用が必要とは考えられないことから、原則として認められないと判断した。

【国保】

N-3 乳癌の診断において D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「2 その他」

により採取した検体を用いた場合の N000 病理組織標本作製の算定について

《令和 2 年 9 月 8 日新規》

取扱い

乳癌の診断において、D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「2」その他により採取した検体を用いた場合、N000 病理組織標本作製の算定は原則として認められない。

取扱いの根拠

D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「2」その他は、細い針(ファインニードル等)を乳房の目的部位に直視下あるいは超音波下に誘導して穿刺、吸引して細胞を含んだ穿刺液を得る採取料であり、病理標本作製料は N004 細胞診「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるものを算定するものである。

N000 病理組織標本作製の検体採取は、D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「1」生検針によるもの又は D417 組織試験採取、切採法「10」乳腺により算定するものであり、D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「2」その他により算定するものではない。

乳癌の診断時に実施される N000 病理組織標本作製は、「腫瘍(しこり)部分に太い針(コアニードル等)を刺し、細胞一つ一つではなく組織の塊を切り取ることで良性か悪性かの鑑別を行い、鑑別だけでなく、悪性の場合には特徴まで把握できる」病理診断である。

乳癌の診断においては、細胞診用に採取された検体から組織検体のようなパラフィンブロックを作成するセルブロック法がある。

セルブロック法については、N000 病理組織標本作製の留意事項通知に「セルブロック法によるもの」は、悪性中皮腫を疑う患者又は組織切片を検体とした病理組織標本作製が実施困難な肺悪性腫瘍、胃癌、大腸癌、卵巣癌若しくは悪性リンパ腫を疑う患者に対して、穿刺吸引等により採取した検体を用いてセルブロック法により標本作製した場合に算定する」と

【国保】

示されているが、乳癌における取扱いは、病理標本作製料の告示及び留意事項通知に示されていない。

日本乳癌学会乳癌診療ガイドライン 2015 年版において、セルブロック標本による HER2 の IHC 法の信頼性については、原発巣ないし転移巣からの針生検ないし切除標本と、穿刺吸引細胞診検体を用いたセルブロック標本との比較による検討において、アルコール固定された場合の一致率が悪く、一定の見解を得るには至っていないとされている。

乳癌におけるセルブロック法は、告示及び留意事項通知に示されていないこと、また、診断結果の信頼性が十分ではないことから、N000 病理組織標本作製により算定することはできないが、組織採取ができない場合等やむを得ない理由がある場合は、その可否を医学的に判断する必要がある。

以上のことから、乳癌の診断において D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)「2」その他により採取した検体を用いた場合、N000 病理組織標本作製の算定は、原則認められないと判断した。